奈良市公報

号外第 9 号　令和4年10月条例等

令和５年９月22日発行
発行所　奈良市役所
発行人　奈良市長
編集人　法務ガバナンス課長

目　次

条　例

月	日	番号	件名	主管
10	1	32	奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	人事課
10	1	33	職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	人事課
10	1	34	奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	人事課
10	1	35	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	人事課
10	1	36	奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事課
10	1	37	奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	人事課
10	1	38	地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	人事課
10	1	39	奈良市手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課
10	1	40	奈良市障害者歯科診療所条例	障がい福祉課
10	1	41	奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例	医療政策課
10	1	42	奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例	子ども政策課
10	1	43	奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	企業局企業総務課
10	1	44	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	医療政策課

規　則

月	日	番号	件名	主管
10	1	46	奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則	人事課
10	5	47	奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則	国保年金課
10	5	48	奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	廃棄物対策課

10	5	49	奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則	廃棄物対策課

告　　示

月	日	番号	件　名	主　管
10	4	519	奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
10	7	526	奈良市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施要綱	総合政策課
10	14	532	奈良市産後ケア事業（すまいるmamaサポート）実施要綱の一部を改正する告示	母子保健課
10	14	535	奈良市建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示	建築指導課
10	28	554	奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課

公　営　企　業

月	日	番号	件　名	主　管
10	25	23	奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程	企業出納課

教　育　委　員　会

月	日	番号	件　名	主　管
10	24	8	奈良市教育支援委員会規則の一部を改正する規則	教育支援・相談課

条　　例

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和４年10月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第32号

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成４年奈良市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ｱ)中「第２条の４」を「当該子の出生の日から第３条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から６月を経過する日、第２条の４」に、「、２歳」を「当該子が２歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ　次のいずれかに該当する非常勤職員

(ｱ) その養育する子が１歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第２条の３第２号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ｱ)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第３号に掲げる場合に該当して当該子の１歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(ｲ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第２条第４号ウを削る。

第２条の３第３号中「養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第３条第７号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア　当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第２条の３第３号に次のように加える。

エ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第２条の４中「養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員

であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常勤職員が」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第７号に掲げる事情に該当するときは第２号及び第３号に掲げる場合に該当する場合、市長が規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同条に第１号として次の１号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第２条の４に次の１号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第２条の５を削る。

第３条中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号を第６号とし、同条第８号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第７号とし、同条の次に次の１条を加える。

（育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第３条の２　育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第６号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、令和４年10月１日から適用する。

（経過措置）

２　この条例の適用の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の奈良市職員の育児休業等に関する条例第３条（第５号に係る部分に限る。）及び第11条（第６号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（令和４年10月１日掲示済）

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年10月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第33号

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和26年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の２項を加える。

（降給に関する経過措置）

３　奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）附則第27項及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）附則第４項の規定の適用を受ける職員に対する第１条の規定の適用については、当分の間、同条中「降給」とあるのは、「降給（奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）附則第27項及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）附則第４項の規定による降給を除く。以下同じ。）」とする。

４　前項の規定の適用を受ける職員には、市長が規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（令和４年10月１日掲示済）

奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年10月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第34号

奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の定年等に関する条例（昭和59年奈良市条例第４号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第１章　総則（第１条）

第２章　定年制度（第２条―第５条）

第３章　管理監督職勤務上限年齢制（第６条―第11条）

第４章　定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第５章　雑則（第13条）

附則

第１章　総則

第１条中「）第28条の２第１項から第３項まで及び第28条の３」を「。以下「法」という。）第22条の４第１項及び第２項、第28条の２、第28条の５、第28条の６第１項及び第２項並びに第28条の７」に改める。

第１条の次に次の章名を付する。

第２章　定年制度

第３条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第４条第１項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第９条第１項又は第２項の規定により異動期間（同条第１項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第１項又は第２項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第６条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第９条第１項又は第２項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。

第４条第１項第１号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第２号中「その職員」を「当該職員」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第３号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第２項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第３項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第４項中「任命権者は」の次に「、第１項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第２項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第１項の事由が存しなくなつた」を「第１項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の３章を加える。

第３章　管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第６条　法第28条の２第１項に規定する条例で定める職は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第22条に規定する管理職手当を支給される職員の職（診療所、保健所等において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）
第７条　法第28条の２第１項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。
（他の職への降任を行うに当たつて遵守すべき基準）
第８条　任命権者は、法第28条の２第１項に規定する他の職への降任（以下この章において「他の職への降任」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の３、第27条第１項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
(1) 当該職員の勤務実績及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の２第１項第５号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。
(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。
(3) 当該職員の他の職への降任をする際、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任をする場合には、第１号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。
（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）
第９条　任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の４月１日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。
(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。
２　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。
（異動期間の延長等に係る職員の同意）
第10条　任命権者は、前条第１項又は第２項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。
（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）
第11条　任命権者は、第９条第１項又は第２項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。
第４章　定年前再任用短時間勤務制
（定年前再任用短時間勤務職員の任用）
第12条　任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用する

ことができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第５章　雑則

第13条　この条例の実施に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則に次の３項を加える。

（定年に関する経過措置）

４　令和５年４月１日から令和13年３月31日までの間における第３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月31日まで	61年
令和７年４月１日から令和９年３月31日まで	62年
令和９年４月１日から令和11年３月31日まで	63年
令和11年４月１日から令和13年３月31日まで	64年

５　令和５年４月１日から令和13年３月31日までの間において、奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年奈良市条例第34号。次項において「令和４年改正条例」という。）による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例第３条ただし書に掲げる職員の定年は、前項の規定にかかわらず、年齢65年とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

６　任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和４年改正条例による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例第３条ただし書に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第９条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第２条　任命権者は、施行日前にこの条例による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第４条第１項又は第２項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の奈良市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第４条第１項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第２条に規定する定年退職日の翌日から起算して３年を超えることができない。

２　任命権者は、基準日（施行日、令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和11年４月１日及び令和13年４月１日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の３月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第３条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第３条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の３月31日までの間に新条例第４条第１項若しくは第２項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「令和３年改正法」という。）附則第３条第５項又は前項の規定により

勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第３条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、市長が規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3　新条例第４条第３項から第５項までの規定は、第１項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第３条　任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の３月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第２条の規定により退職した者

(2) 旧条例第４条第１項若しくは第２項、令和３年改正法附則第３条第５項又は前条第１項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前２号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前３号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和３年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の４第１項又は第28条の５第１項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。次項第５号において同じ。）をされたことがあるもの

2　令和14年３月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第２条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和３年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の４第３項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前３号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3　前２項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、１年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前２項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4　暫定再任用職員（第１項若しくは第２項又は次条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5　任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第４条　任命権者は、新地方公務員法第22条の４第４項の規定にかかわらず、前条第１項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、

常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2　令和14年３月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の４第４項の規定にかかわらず、前条第２項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第８条において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3　前２項の場合においては、前条第３項から第５項までの規定を準用する。

（令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職及び年齢）

第５条　令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2　令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第３条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の４第４項の条例で定める職及び年齢）

第６条　令和３年改正法附則第４条又は第６条の規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の４第４項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2　令和３年改正法附則第４条又は第６条の規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の４第４項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第７条　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第３条及び第４条の規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職員は、第１項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第８条　任命権者は、基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和11年４月１日及び令和13年４月１日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の３月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第３条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該

規則で定める短時間勤務の職にあっては、市長が規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、市長が規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

第９条　令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（奈良市職員の再任用に関する条例の廃止）

第10条　奈良市職員の再任用に関する条例（平成13年奈良市条例第４号）は、廃止する。

（令和４年10月１日掲示済）

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年10月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第35号

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第３条中「刑事裁判」を「刑事裁判所」に改める。

第５条中「以内とし、」を「以下の期間、その発令の日に受ける」に、「以内とする」を「以下を減ずるものとする」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の１に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（令和４年10月１日掲示済）

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年10月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第36号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例　（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第７条第９項を次のように改める。

９　法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第６条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第２条第３項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第７条の２を削る。

第16条の４第１項第１号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第２号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第２項第１号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号において」を、「得た額（以下」の次に「この号及び第３号において」を加え、「その者が」を「当該職員が」に、「、その者の」を「、当該職員の」に改め、同項第２号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第３号中「その者」を「当該職員」に改める。

第17条第１項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第３項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第４項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第５項中「場合は」を「場合には」に改める。

第24条第２項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第３項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第１項中「この条」を「この項から第３項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第２項第１号及び第２号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条の２の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第11条」を「第７条第１項から第８項まで、第11条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第26項の次に次の８項を加える。

（定年引上げに伴う給与に関する特例）

27　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の４月１日（附則第29項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第６条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第７条第１項、第２項及び第４項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

28　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年奈良市条例第34号）による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例（昭和59年奈良市条例第４号）第３条ただし書に掲げる職員

(3) 奈良市職員の定年等に関する条例第９条第１項又は第２項の規定により同条第１項に規定する異動期間（同項又は同条第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第６条に規定する職を占める職員

(4) 奈良市職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

29　法第28条の２第１項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第31項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第27項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

30　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第６条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第６条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

31　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第27項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第29項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

32　附則第29項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第27項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

33　附則第29項又は前２項の規定による給料を支給される職員に対する第24条第５項（第25条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第29項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。

34　附則第27項から前項までに定めるもののほか、附則第27項の規定による給料月額、附則第29項の規定による給料その他附則第27項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第１再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）附則第27項から第34項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第３条第５項又は第６項の規定により勤務している職員には適用しない。

3　改正法附則第４条第１項又は第２項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第７条第９項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第５条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第６条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第１項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成６年奈良市条例第50号）第２条第３項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5　改正法附則第６条第１項又は第２項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される奈良市一般職の職員の給与に関する条例第５条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第６条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成６年奈良市条例第50号）第２条第３項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第16条の４第２項、第17条第３項及び第24条第３項の規定を適用する。

7　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第24条第３項の規定を適用する。

8　新条例第25条第１項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第２項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第１号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第２号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

9　奈良市一般職の職員の給与に関する条例第７条第１項から第８項まで、第11条から第15条まで、第16条第３項及び第16条の３の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。

10　前７項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（令和４年10月１日掲示済）

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年10月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第37号

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の４第１項又は第28条の５第１項の規定により採用された者及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第18条第１項又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第９号）第２条の３の規定により任期を定めて採用された者を除く。」を削る。

第３条第２項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第４条第１項第１号中「第28条の２第１項」を「第28条の６第１項」に、「第28条の３第１項」を「第28条の７第１項」に改める。

第５条第１項第１号中「第28条の２第１項」を「第28条の６第１項」に、「第28条の３第１項」を「第28条の７第１項」に改め、同条第２項中「(前項」を「(同項」に改める。

第５条の３中「15年」を「20年」に改める。

第７条の４第１項中「除く。以下」を「除く。第８条第４項において」に改め、「額（以下」の次に「この項及び第５項において」を加える。

第10条第１項第１号中「15年」を「20年」に改める。

第12条第４項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が４年から第１項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第１項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第７項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア　特定退職者であつて、雇用保険法第24条の２第１項各号に掲げる者に相当する　者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ　雇用保険法第22条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第12条第８項第５号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第４条第９項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の２に規定する職業紹介事業者」を加える。

第16条第１項第２号及び第３号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第１項中「にあつては」を「には」に改め、同項第２号及び第３号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第１項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第６項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第２項から第４項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第５項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第８項中「及び附則第11項」を「並びに附則第11項及び第14項から第22項まで」に改める。

附則第９項中「第５条の２」の次に「及び附則第17項」を加える。

附則第10項中「第５条」の次に「又は附則第15項」を加える。

附則第13項の前の見出しを削る。

附則第14項中「第12項」を「第22項」に改め、同項を附則第24項とし、附則第13項を附則第23項とし、同項の前に見出しとして「(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)」を付する。

附則第12項の次に次の10項を加える。

13　令和７年３月31日以前に退職した職員に対する第12条第７項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「イ　雇用保険法第22条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ　雇用保険法第22条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24

条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ　特定退職者であつて、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

14　当分の間、第４条第１項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第14項」とする。

15　当分の間、第５条第１項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第15項」とする。

16　前２項の規定は、奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年奈良市条例第34号）による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例第３条ただし書に掲げる職員に相当する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

17　奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第27項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

18　当分の間、第４条第１項第３号並びに第５条第１項第３号、第５号及び第６号に掲げる者に対する第５条の３及び第７条の３の規定の適用については、第５条の３本文中「定年退職日」とあるのは「定年退職日（附則第16項に規定する職員以外の者であつて奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年奈良市条例第34号）による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例（以下「令和４年旧職員定年条例」という。）第３条本文の適用を受けていた者にあつては60歳に達した日以後における最初の３月31日とし、令和４年旧職員定年条例第３条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第16項に規定する職員に該当する職員にあつては65歳に達した日以後における最初の３月31日とする。）」と、第５条の３の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第７条の３の表第７条の項、第７条の２第１号の項及び第７条の２第２号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第16項に規定する職員以外の者であつて令和４年旧職員定年条例第３条本文の適用を受けていた者にあつては60歳とし、令和４年旧職員定年条例第３条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第16項に規定する職員に該当する職員にあつては65歳とする。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき」とする。

19　当分の間、第４条第１項第３号並びに第５条第１項第３号、第５号及び第６号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第５条の３及び第７条の３の規定の適用については、第５条の３本文中「１年」とあるのは「零月」と、同条の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第７条の３の表第７条の項、第７条の２第１号の項及び第７条の２第２号の項中「100分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第16項に規定する職員以外の者	60歳
附則第16項に規定する職員	65歳

20　当分の間、第４条第１項第３号及び第５条第１項（第１号を除く。）に規定する者に対する第５条の３の規定の適用及び第10条の規定の適用については、第５条の３本文及び第10条第１項第１号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第５条の３本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第10条第１項第１号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

21　当分の間、第５条第１項第２号及び第４号に掲げる者であつて附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第５条の３及び第７条の３の規定の適用については、第５条の３の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第７条の３の表第７条の項、第７条の２第１号の項及び第７条の２第２号の項中「100分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「附則第19項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の３を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

22　当分の間、第５条第１項第２号及び第４号に掲げる者であつて附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第５条の３及び第７条の３の規定の適用については、第５条の３の表第４条第１項及び第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第７条の３の表第７条の項、第７条の２第１号の項及び第７条の２第２号の項中「100分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の２を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第12条第４項及び第８項の改正規定並びに附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）に対するこの条例による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第２条第１項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

3　新条例第12条第４項の規定は、附則第１項ただし書に規定する施行の日以後に新条例第12条第４項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（令和４年10月１日掲示済）

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和４年10月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第38号

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第１条　奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第６条の３第３項及び第４項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第２条　奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年奈良市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第28条の５第１項」を「第22条の４第１項」に改める。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の１項を加える。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する特例）

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第６条第１項又は第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第３条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例の規定を適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第３条　外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例（平成10年奈良市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第４号中「昭和59年奈良市条例第４号」の次に「。以下「定年等条例」という。」を加え、同項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5)　定年等条例第９条第１項又は第２項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の１項を加える。

（暫定再任用職員に関する特例）

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員又は附則第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第２条第２項第１号及び第２号に規定する職員とみなして、この条例の規定を適用する。

（公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第４条　公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例（平成14年奈良市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第４号中「昭和59年奈良市条例第４号」の次に「。以下「定年等条例」という。」を加え、同項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5)　定年等条例第９条第１項又は第２項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附則に次の１条を加える。

（暫定再任用職員に関する特例）

第４条　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員又は附則第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第２条第２項第１号及び第２号に規定する職員とみなして、この条例の規定を適用する。

（奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第５条　奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成６年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「第28条の４第１項又は第28条の５第１項の規定により採用された職員で同法第28条の５第１項」を「第22条の４第１項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第３条第１項及び第２項、第４条第２項並びに第12条第１項第１号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の１条を加える。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する特例）

第５条　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第６条第１項又は第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

（奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第６条　奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成４年奈良市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「昭和59年奈良市条例第４号」の次に「。以下「定年等条例」という。」を加え、同条中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3)　定年等条例第９条第１項又は第２項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）

を延長された管理監督職を占める職員

第10条第２号中「奈良市職員の定年等に関する条例」を「定年等条例」に改め、同号の次に次の１号を加える。

(3)　定年等条例第９条第１項又は第２項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条の４第２項中「同条例第16条の４第２項第２号」を「同号」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第３項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第２号中「第28条の５第１項」を「第22条の４第１項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第１項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の１項を加える。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する特例）

４　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第６条第１項又は第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第18条第２号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（令和４年10月１日掲示済）

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年10月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第39号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第71項中「第85条第５項」を「第85条第６項」に、「第85条第６項」を「第85条第７項」に改め、同表第76の３の４項中「第87条の３第５項」を「第87条の３第６項」に改め、同表第76の３の５項中「第87条の３第６項」を「第87条の３第７項」に改め、同表第76の５項中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、「既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項から第５項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定」の次に「又は同条第６項若しくは第７項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定」を加え、同表第76の７項中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、「既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項において準用する同法第５条第１項から第５項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定」の次に「又は同法第８条第２項において準用する同法第５条第６項若しくは第７項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定」を加え、「イ　第２号等変更の場合　9,000円」を「イ　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第２号、第５号、第６号又は第７号に係る変更（以下この項において「第７号等変更」という。）の場合　9,000円」に、「イ　第２号等変更の場合　11,000円」を「イ　第７号等変更の場合　11,000円」に、「イ　第２号等変更の場合　16,000円」を「イ　第７号等変更の場合　16,000円」に、「イ　第２号等変更の場合　24,000円」を

「イ　第７号等変更の場合　24,000円」に、「イ　第２号等変更の場合　47,000円」を「イ　第７号等変更の場合　47,000円」に、「イ　第２号等変更の場合　63,000円」を「イ　第７号等変更の場合　63,000円」に、「イ　第２号等変更の場合　78,000円」を「イ　第７号等変更の場合　78,000円」に、「イ　第２号等変更の場合　141,000円」を「イ　第７号等変更の場合　141,000円」に、「イ　第２号等変更の場合　188,000円」を「イ　第７号等変更の場合　188,000円」に、「イ　第２号等変更の場合　235,000円」を「イ　第７号等変更の場合　235,000円」に改め、同表第76の10項中「長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料」に改め、「基づく長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和４年10月１日掲示済）

奈良市障害者歯科診療所条例をここに公布する。

令和４年10月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第40号

奈良市障害者歯科診療所条例

（設置）

第１条　障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第４条第１項の障害者及び同条第２項の障害児をいう。以下同じ。）の歯科保健の向上を図るため、障害者歯科診療所を設置する。

（名称及び位置）

第２条　障害者歯科診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
みどりの家歯科診療所	奈良市柏木町519番地の28

（診療科目）

第３条　障害者歯科診療所の診療科目は、歯科とする。

（診療時間及び休診日）

第４条　障害者歯科診療所の診療時間は、午前９時から正午までとする。

２　障害者歯科診療所の休診日は、次のとおりとする。

(1) 第１木曜日

(2) 日曜日から水曜日まで、金曜日及び土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 12月29日から翌年の１月３日まで

３　前２項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、診療時間を変更し、又は休診日であっても診療を行うことができる。

（事業）

第５条　障害者歯科診療所は、障害者の歯科医療相談及び歯科診療に関する事業その他市長が必要と認める事業を行

う。
（利用者）
第６条　障害者歯科診療所の利用者は、障害者その他市長が必要と認める者とする。
（使用料等）
第７条　障害者歯科診療所において徴収する使用料及び手数料については、奈良市立診療所諸料金条例（昭和24年奈良市条例第28号）に定める使用料及び手数料の例による。
（委任）
第８条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、規則で定める日から施行する。
（奈良市総合福祉センター条例の一部改正）
２　奈良市総合福祉センター条例（昭和59年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。
第３条第１号中イを削り、同号中ウをイとし、エをウとする。
第４条の２第１項第１号中「及び第４号」を削り、同項第２号中「みどりの家歯科診療所及び」を削る。
第４条の３第２項及び第３項中「みどりの家歯科診療所及び」を削る。
第５条中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とする。
第８条中「みどりの家歯科診療所及び」を削る。
別表第１障がい者福祉センターみどりの家の部みどりの家歯科診療所の項を削り、同部みどりの家はり・きゆう治療所の項中「休日」を「国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）」に改める。
（令和４年10月１日掲示済）

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和４年10月１日
奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第41号

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例
奈良市立応急診療所条例（昭和50年奈良市条例第１号）の一部を次のように改正する。
第２条の表奈良市立休日歯科応急診療所の項中「奈良市左京五丁目３番地の１」を「奈良市柏木町519番地の28」に改める。
附　則
この条例は、規則で定める日から施行する。
（令和４年10月１日掲示済）

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和４年10月１日
奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第42号

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例
奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第２条の表幼稚園の部奈良市立大宮幼稚園の項、奈良市立明治幼稚園の項、奈良市立登美ヶ丘幼稚園の項及び奈良市立大安寺西幼稚園の項を削る。
附　則
この条例は、令和５年４月１日から施行する。
（令和４年10月１日掲示済）

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和４年10月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第43号

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第28条の５第１項」を「第22条の４第１項」に改める。

第６条第１号中「「交通機関」を「この条において「交通機関」に改め、「料金」の次に「（以下この条において「運賃等」という。）」を加え、同条第２号中「「自転車等」を「この条において「自転車等」に改める。

第13条第２項第４号中「第28条の４第１項又は第28条の５第１項」を「第22条の４第１項」に改める。

第17条中「第28条の５第１項」を「第22条の４第１項」に改める。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の４第１項又は第28条の５第１項」を「第22条の４第１項」に改める。

附則に次の１項を加える。

４　職員（地方公務員法第22条の２第１項及び第22条の４第１項並びに附則第４条第１項及び第２項により採用された者を除く。）が60歳に達した日後における最初の４月１日以後、当該職員に適用される給料については、奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第27項及び第28項の規定の例により管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第６条第１項又は第２項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新条例」という。）第２条に規定する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

３　新条例第18条の規定は、改正法附則第４条第１項又は第２項の規定により採用された職員について準用する。

（令和４年10月１日掲示済）

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年10月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市条例第44号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第１保険外併用療養費（医科）の項中「5,500円」を「7,700円」に、「2,750円」を「3,300円」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和４年10月１日掲示済）

規　　則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年10月１日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市規則第46号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

（奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第１条　奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成６年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第２第22号中「後８週間」を「以後１年」に改める。

（奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第２条　奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和２年奈良市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第３第13号中「後８週間」を「以後１年」に改める。

（奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第３条　奈良市職員の育児休業等に関する規則（平成４年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第23条」を「第25条」に改める。

第１条の２の見出し中「第２条第４号ア(ｳ)」を「第２条第４号ア(ｲ)」に改め、同条中「第２条第４号ア(ｳ)」を「第２条第４号ア(ｲ)」に、「同号ア(ｳ)」を「同号ア(ｲ)」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（条例第２条の３第３号及び第２条の４の規則で定める特別の事情）

第１条の２の２　条例第２条の３第３号及び第２条の４の規則で定める特別の事情は、条例第３条第１号から第４号までに掲げる事情とする。

第１条の３の見出し中「第２条の３第３号イ」を「第２条の３第３号ウ」に改め、同条各号列記以外の部分中「第２条の３第３号イ」を「第２条の３第３号ウ」に、「同号イ」を「同号ウ」に改め、同条第１号及び第２号中「第２条の３第３号イ」を「第２条の３第３号ウ」に改め、同条に次の１号を加える。

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

第１条の４（見出しを含む。）中「第２条の４第２号」を「第２条の４第３号」に改める。

第１条の５を削る。

第２条第１項中「別記第２号様式」を「別記第１号様式」に、「第３条第８号」を「第３条第７号」に、「条例第２条の３第３号に掲げる場合又は第２条の４の規定に該当する場合にあっては」を「次に掲げる場合は」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第３条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第２条の３第３号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の１歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第２号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同号に規定する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の１歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 条例第２条の４の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の１歳６か月到達日以前の日である場合

第２条第２項ただし書中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第３条第８号」を「第３条第７号」に改める。

第３条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第３条　育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第３条第７号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の１月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、２週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第３条の２に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第２条の３第３号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第２条の４の規定に該当してしている育児休業

２　前条第２項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第４条第２項中「別記第３号様式」を「別記第２号様式」に改める。

第６条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業（第５号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第３条の２に規定する期間内にあるものである場合にあっては、適当な方法をもって書面による通知に替えることができる。

第６条第５号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第７条中「第１条の５の規定は、」を削り、「計画について準用する」を「計画については育児短時間勤務計画書（別記第３号様式）により任命権者に申し出るものとする」に改める。

別記第１号様式を次のように改める。

別記
第１号様式（第２条関係）

育　児　休　業　承　認　請　求　書

（宛先）　　年　月　日 所　属 請求者 氏　名 次のとおり育児休業の承認を請求します。		
１　請求に係る子	氏　名	
	続　柄　等	
	生　年　月　日	年　月　日生
２　請求の内容	□　育児休業（次に掲げる育児休業の承認を除く。）	
	□　同一の子に係る３回目以後の育児休業の承認（既に２回の育児休業（育児休業法第２条第１項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合の者に限る。）	
	□　育児休業の期間の最初の延長	
	□　育児休業の期間の再度の延長	
	（同一の子に係る３回目以後の育児休業の承認（既に２回の育児休業（育児休業法第２条第１項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の１歳６か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の２歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）	
３　請求期間	年　月　日から　年　月　日まで	
４　既に育児休業をした期間	年　月　日から　年　月　日まで	
	年　月　日から　年　月　日まで	
	年　月　日から　年　月　日まで	
	年　月　日から　年　月　日まで	

５　配　偶　者	氏　　名		所属長確認 （署名又は押印）
	育児休業の期間	年　月　日から　年　月　日まで	
６　備　　考			

記入上の注意

１　この請求書（奈良市職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第３条第７号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものは除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書若しくは養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書又は児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等）を添付してください（写しでも可）。

２　「請求の内容」欄の「１歳６か月までの子の育児休業」とは、条例第２条の３第３号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「２歳までの子の育児休業」とは、条例第２条の４に該当してする育児休業をいいます（５において同じ。）。

３　子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、出産予定日を確認できる書類（医師又は助産師が発行する証明書（写しでも可）、母子健康手帳の当該事項の記載の写し等）を添付してください。また、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行ってください。

４　条例第３条第７号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、氏名、「請求期間」欄及び「既に育児休業をした期間」欄のみを記入してください。

５　「配偶者」欄は、非常勤職員が１歳２か月までの子の育児休業（条例第２条の３第２号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、１歳６か月までの子の育児休業又は２歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入してください。

６　「備考欄」には、（ア）請求に係る子以外に３歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、（イ）請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入してください。

７　該当する□にはレ印を記入してください。

別記第２号様式を削り、別記第３号様式中「　　様」を「(宛先)　　」に改め、同様式を別記第２号様式とし、同様式の次に次の１様式を加える。

第３号様式（第７条関係）

育　児　短　時　間　勤　務　計　画　書

年　　月　　日

（宛先）

所　属

氏　名

奈良市職員の育児休業等に関する条例第１１条第６号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

１　請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年　月　日生
２　請求者の計画			
請求期間	年　月　日から　年　月　日まで		
再度の請求予定期間	年　月　日から　年　月　日まで		
３　備考		所属長確認（署名又は押印）	

（注）

１　育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出してください。

２　「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入してください。

３　子の出生前に提出する場合は、「請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行ってください。

４　変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入してください。

別記第４号様式中「　　様」を「(宛先)　　」に、「又は養子縁組届受理証明書」を「若しくは養子縁組届受理証明書」に、「、児童相談所長が」を「又は児童相談所長が」に、「又は証明書などのいずれか」を「若しくは証明書等」に、「3　請求期間」を「請求期間」に、「1　請求に係る子」を「請求に係る子」に、「6　備考」を「備考」に改める。

別記第５様式中「　　様」を「(宛先)　　」に、「又は養子縁組届受理証明書」を「若しくは養子縁組届受理証明書」に、「、児童相談所長が」を「又は児童相談所長が」に、「又は証明書などのいずれか」を「若しくは証明書等」に改める。

（給料等の支給に関する規則の一部改正）

第４条　給料等の支給に関する規則（昭和41年奈良市規則第５号）の一部を次のように改正する。

第28条第２項第２号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、そ

れぞれの期間を合算した期間）が１箇月以下である職員を除く。）」を「（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

ア　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第３条の２に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１箇月以下である育児休業

イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第３条の２に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１箇月以下である育児休業

第34条第２項第２号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１箇月以下である職員を除く。）」を「（第28条第２項第２号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、令和４年10月１日から適用する。

（経過措置）

２　この規則の公布の日前に提出された第３条の規定による改正前の奈良市職員の育児休業等に関する規則（以下「旧育児休業等規則」という。）第１条の５に規定する育児休業等計画書（旧育児休業等規則第７条の規定により準用する場合を含む。）については、同条（旧育児休業等規則第７条の規定により準用する場合を含む。）の規定は、この規則の適用の日以後もなおその効力を有する。

３　この規則の施行の際、現に旧育児休業等規則別記第２号及び第３号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（令和４年10月１日掲示済）

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年10月５日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市規則第47号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則（昭和34年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第４項中「令和４年９月30日」を「令和４年12月31日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、令和４年10月１日から適用する。

（令和４年10月５日掲示済）

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年10月５日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市規則第48号

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和２年奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第６条第９号中「第25条の18」を「第25条の30」に改める。

第７条第３号中「第６条第１項第１号」を「第６条第１項」に改める。

第12条中「の各号」を削る。

第14条第２号中「第１号」を「前号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和４年10月５日掲示済）

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和４年10月５日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市規則第49号

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和48年奈良市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第13条の15第２項及び第14条の13第２項中「事業団」を「機構」に改める。

別記第10号様式中「奈良市長　氏　　名印」を「奈良市長　　印」に、「

３　その他必要な事項」を

「３　その他必要な事項

　　に改める。

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟
の教示を記載する。　　」

別記第19号様式中

「

１　事業の範囲

「　事業の区分

取り扱う廃棄物の種類

２　再生利用の方法

　　を

３　取引関係

４　指定の条件

５　指定の更新及び変更の状況

」

「

１　事業の範囲 　事業の区分 　取り扱う廃棄物の種類 ２　再生利用の方法 ３　取引関係 ４　指定の条件 ５　指定の更新及び変更の状況

に改める。

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」

別記第26号様式中

「

「 留　意　事　項	１　施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守してください。 ２　計画内容等に変更があった場合は、速やかに　　に連絡し、指示を受けてください。 ３　施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けてください。

を」

「

留　意　事　項	１　施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守してください。 ２　計画内容等に変更があった場合は、速やかに　　に連絡し、指示を受けてください。 ３　施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けてください。

に改める。

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」

別記第30号様式中

「

特定（一般・産業）廃棄物最終処分場の設置者に対し通知した維持管理積立金の額及びその算定の基礎の概要	

を」

「

特定（一般・産業）廃棄物最終処分場の設置者に対し通知した維持管理積立金の額及びその算定の基礎の概要	

に改める。

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和４年10月５日掲示済）

告　　示

奈良市告示第519号

奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和４年10月４日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱（平成27年奈良市告示第203号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式中「週24時間」を「週16時間」に、「月96時間」を「月64時間」に改める。

別記第８号様式中「週24時間」を「週16時間」に、「月96時間」を「月64時間」に、

「

続柄		氏名	年齢	住所（別居の場合のみ記入）		生活の現況（就労、障がい等級、介護認定、疾病等）
父方	祖父		歳	同居・別居		
	祖母		歳	同居・別居		
母方	祖父		歳	同居・別居		
	祖母		歳	同居・別居		

を

」

「

続柄		氏名	年齢	住所（別居の場合のみ記入）		生活の現況（就労、障がい等級、介護認定、疾病等）
父方	祖父		歳	同居・別居		
	祖母		歳	同居・別居		
母方	祖父		歳	同居・別居		
	祖母		歳	同居・別居		

に改める。

重要事項確認	確認欄
転所が決定した場合、現在の利用施設を退所することに同意します。	□

」

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和４年10月４日から施行し、同年10月１日から適用する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱別記第１号様式及び第８号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用す

ることができる。

（令和４年10月４日掲示済）

奈良市告示第526号

奈良市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施要綱を次のように定める。

令和４年10月７日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の２に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附を受けることについて、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　寄附対象事業　地域再生法第５条第15項の規定により認定された、本市の地域再生計画に基づき実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。

(2)　寄附対象法人　本市の区域内に主たる事務所又は事業所を有しない法人であり、かつ、青色申告書を提出しているものをいう。

(3)　寄附金　寄附対象事業の実施のための費用として、寄附対象法人が行う寄附で、その額が、一の寄附につき10万円以上のものをいう。

（寄附金の申出）

第３条　寄附対象法人が寄附金の申出を行おうとするときは、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書（別記第１号様式。以下「寄附申出書」という。）に暴力団排除に関する誓約書（別記第２号様式）を添えて市長へ提出しなければならない。

２　市長が必要と認めるときは、寄附対象法人に対して前項に掲げる寄附金の申出前にまち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附意向申出書（別記第３号様式）の提出を求めることができる。

（寄附金の受領）

第４条　市長は、寄附対象事業の事業費の範囲内で、寄附申出書を提出した寄附対象法人から寄附金を受領したときは、当該法人に受領証（別記第４号様式）を交付するものとする。

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、寄附金の受領を拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

(1)　寄附金の受領が公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。

(2)　その他市長が特に必要と認めるとき。

（寄附対象事業の事業費の確定）

第５条　市長は、寄附対象事業の事業費が確定したときは、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費確定通知書（別記第５号様式）により、寄附対象法人に通知するものとする。

（台帳の作成）

第６条　市長は、寄附金の適正な管理を図るため、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金台帳（別記第６号様式）を作成するものとする。

（公表）

第７条　市長は、寄附の内容及び寄附金を充当した事業の状況について、公表するものとする。ただし、寄附者が公表を希望しない場合は、この限りではない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和４年10月７日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日前に市長が別に定めるところにより行われた寄附の申出その他の行為は、この告示の相当規定により行われたものとみなす。

別記

第１号様式（第３条関係）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書

年　　月　　日

（宛先）奈良市長

法 人 番 号（13桁）
本社所在地
法　人　名
代 表 者 名

奈良市で実施される奈良市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対し、下記のとおり寄附することを申し出ます。

記

寄附を希望する事業の名称		
寄附申出額	円	
寄附予定時期	年　　月頃	
寄附情報の公表（いずれかにチェックをお願いします。）	□　公表可能（法人名及び寄附金額） □　公表可能（法人名のみ） □　公表を希望しない	
寄附の活用に関するご意向（いずれかにチェックをお願いします。）	※寄附金は原則、寄附を希望する事業に活用させていただきますが、寄附が当初の想定よりも多く集まった場合等は、他の寄附対象事業に寄附金を振分ける可能性がございます。下記へ貴社のご意向をチェックしてください。 □　可（寄附を希望する事業以外の事業に寄附を活用してもよい） □　不可（寄附を希望する事業のみ寄附を活用してほしい）	
ご担当者連絡先	所　　属	
	氏　　名	
	電　話　番　号	
	メールアドレス	

第２号様式（第３条関係）

暴力団排除に関する誓約書

年　　月　　日

（宛先）奈良市長

法 人 番 号（13桁）
本社所在地
法　人　名
代 表 者 名

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、都道府県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を奈良市長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2) 暴力団員（奈良市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
(5) 自己、自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

第３号様式（第３条関係）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附意向申出書

年　　月　　日

（宛先）奈良市長

法 人 番 号（13桁）
本社所在地
法　人　名
代 表 者 名

奈良市で実施される奈良市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対し、下記のとおり寄附する意向がある旨申し出ます。

記

寄附を希望する事業		
寄附予定額	総額　　円	
寄附が複数回に渡る場合はその詳細	年　　月頃	円
	年　　月頃	円
	年　　月頃	円
	年　　月頃	円
ご担当者連絡先	所　　属	
	氏　　名	
	電　話　番　号	
	メールアドレス	
備考		

【注意事項】寄附手続に当たっては、別途奈良市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施要綱第３条に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書（別記第１号様式）の提出が必要となります。

第４号様式（第４条関係）

受領証

年　　月　　日

様

奈良市長　　印

地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の２に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明します。

記

1. 事業の名称
2. 寄附年月日　　年　　月　　日
3. 寄 附 金 額　　円

第５号様式（第５条関係）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費確定通知書

年　　月　　日

様

奈良市長　　印

年　月　日付で貴社から寄附を受領した、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、　　年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1．事業の名称

2．確定した事業費及び当該事業に対する寄附金の受領額

確定した事業費	円
当該事業に対する寄附の受領額	円
うち、貴社からの寄附の受領額	円

第６号様式（第６条関係）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金台帳

番号	法人名	代表者（役職・氏名）	所在地	金額（円）	寄附日	寄附の公表可否（企業名・金額）

（令和４年10月７日掲示済）

奈良市告示第532号

奈良市産後ケア事業（すまいるmamaサポート）実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和４年10月14日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市産後ケア事業（すまいるmamaサポート）実施要綱の一部を改正する告示

奈良市産後ケア事業（すまいるmamaサポート）実施要綱（平成29年奈良市告示第187号）の一部を次のように改正する。

別記第２号様式から第４号様式までの規定中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和４年10月14日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市産後ケア事業（すまいるmamaサポート）実施要綱別記第２号様式から第４号様式までの規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（令和４年10月14日掲示済）

奈良市告示第535号

奈良市建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和４年10月14日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

奈良市建築計画概要書等閲覧規程（昭和49年奈良市告示第76号）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第11条の４第３項」を「第11条の３第３項」に、「規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分の概要書及び全体計画概要書（以下「概要書」と総称する。）」を「掲げる書類（以下単に「書類」という。）」に、「関して」を「関し」

に改める。

第２条中「概要書」を「書類」に改める。

第３条中「概要書」を「書類」に、「午後５時15分」を「午後３時」に改める。

第５条中「概要書」を「書類」に改める。

第６条中「概要書を」を「書類を」に改める。

第７条各号列記以外の部分中「概要書」を「書類」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第１号中「概要書」を「書類」に改め、同条第２号中「概要書」を「書類」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第３号中「およぼし」を「及ぼし」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第６条関係）

建築計画概要書等閲覧申請書

書類を閲覧したいので、奈良市建築計画概要書等閲覧規程第６条の規定により申請します。

年　月　日

（宛先）奈良市長

閲覧者　住所
氏名
電話

１書類の種類	□ 建築計画概要書　□ 築造計画概要書 □ 定期調査報告概要書　□ 定期検査報告概要書 □ 処分等概要書　□ 全体計画概要書 □ 指定道路図　□ 指定道路調書
２確認年度	年度
３確認番号	第　号
４閲覧目的	１　不動産売買のための物件調査 ２　建築行為が可能かどうかの確認 ３　物件の鑑定・評価のための確認 ４　融資・担保のための必要事項確認 ５　過去の申請時における接道の扱いの確認 ６　その他 （　）
※備考	複写枚数　枚

（注）１　※印欄は、記入しないでください。
２　１欄は、該当する□にレ印を記入してください。
３　４欄は、該当する番号に○印を付けてください。

附　則

この告示は、令和４年10月14日から施行する。

（令和４年10月14日掲示済）

奈良市告示第554号

奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和４年10月28日

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱（平成31年奈良市告示第155号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号カ中「奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第36号）第29条」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条」に改める。

第４条の見出しを「（補助対象経費）」に改める。

第９条第１項中「該当するときは、補助金の交付決定を変更し、又は取り消すことができる」を「該当すると認めたときは、当該交付決定者に係る交付決定の全部又は一部を取り消すものとする」に改め、同項中第３号を第４号とし、同項第２号中「虚偽」を「偽り」に、「不正な」を「不正の」に、「交付決定」を「交付」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

附　則

この告示は、令和４年10月28日から施行し、この告示による改正後の奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱の規定は、令和４年度予算に係る補助金から適用する。

（令和４年10月28日掲示済）

公　営　企　業

奈良市企業局管理規程第23号

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和４年10月25日

奈良市公営企業管理者　池　田　修

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程

奈良市企業局会計規程（平成26年奈良市企業局管理規程第９号）の一部を次のように改正する。

第41条第１項第２号中「手形交換所加盟金融機関」を「電子交換所加盟金融機関」に改め、同項第３号中「出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関の所在する市町村を」を削り、「と定めた」を「の区域が全国の区域である」に改める。

附　則

この規程は、令和４年11月４日から施行する。

（令和４年10月25日掲示済）

教　育　委　員　会

奈良市教育支援委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年10月24日

奈良市教育委員会
教育長　北　谷　雅　人

奈良市教育委員会規則第８号

奈良市教育支援委員会規則の一部を改正する規則

奈良市教育支援委員会規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「(以下これらを「障害児」という。)」を削る。

第３条に次の２号を加える。

(4) 関係教育機関の職員

(5) その他教育委員会が必要と認める者

第５条第１項を次のように改める。

委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によつてこれらを定める。

第５条中第２項を削り、第３項を第２項とし、第４項を第３項とする。

第６条第１項ただし書中「会長」を「委員長」に改める。

第８条の次に次の１条を加える。

（守秘義務）

第８条の２　委員及び調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第12条に見出しとして「(委任)」を付する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和４年10月24日掲示済）